

○追手門学院大学短期海外留学奨励奨学金規程

2018年3月26日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「本学」という。）が、短期海外留学プログラムとして設ける海外留学プログラム（オンラインプログラムを含む。以下「プログラム」という。）に参加する学生を対象とする短期海外留学奨励奨学金（以下「留学奨励奨学金」という。）に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 留学奨励奨学金は、短期海外留学を奨励するため、プログラムに参加する学生への経済的支援を目的とする。

(資金)

第3条 本留学奨励奨学金は、次の各号をもって資金とする。

- (1) 寄付金
- (2) 大学の経常収入

(対象プログラム)

第4条 留学奨励奨学金の対象となるプログラムは、国際連携企画委員会で決定したプログラムとする。

2 前項のプログラムは、活動時間が60時間以上のプログラムを対象とする。

(資格)

第5条 留学奨励奨学金を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 出願時及び受給時において本学の学部又は大学院に在学する学生
- (2) 別に定める語学試験のいずれかを受験し、基準スコアを取得している者

(申請)

第6条 留学奨励奨学金を受給しようとする者は、所定の期日までに所定の書類を調べ、国際連携企画課に提出しなければならない。

(選考及び採用)

第7条 留学奨励奨学金の受給者は、国際連携企画委員会の議を経て、学長が指名する副学長が決定する。

2 選考基準、選考手続等については、別に定める。

(金額及び期間)

第8条 留学奨励奨学金は給付制とし、給付額は別に定める。

2 留学奨励奨学金の給付期間は、当該年度限りとする。

(支給)

第9条 受給者がその資格を有する期間、追手門学院大学の他の奨学金を重複して受給することができる。

2 留学奨励奨学金の給付は、プログラム修了後、原則二か月以内に行う。

(給付の取消し又は返還)

第10条 留学奨励奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に関わらず、留学奨励奨学金の給付を取り消すものとする。又、すでに受給している場合は、所定の期日内に全額を返還しなければならない。

- (1) プログラム開始の前日又は渡航日までに、プログラムへの参加を中止したとき。
- (2) 派遣先機関又は国際連携企画委員会が受給者として不相当と認めたとき。
- (3) プログラム期間中若しくは渡航期間中に、病気その他の理由で留学の継続が困難と国際連携企画委員会が認め、プログラムへの参加若しくは留学を中止したとき。
- (4) 追手門学院大学授業料等納付規程に基づき、授業料等の納付を納付期限までに行わないとき。
- (5) 派遣先機関が定めるプログラムを修了しなかったとき、あるいは本学において修得したものと単位認定されなかったとき。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務及び留学奨励奨学金に関する事務は、国際連携企画課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が決定する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。